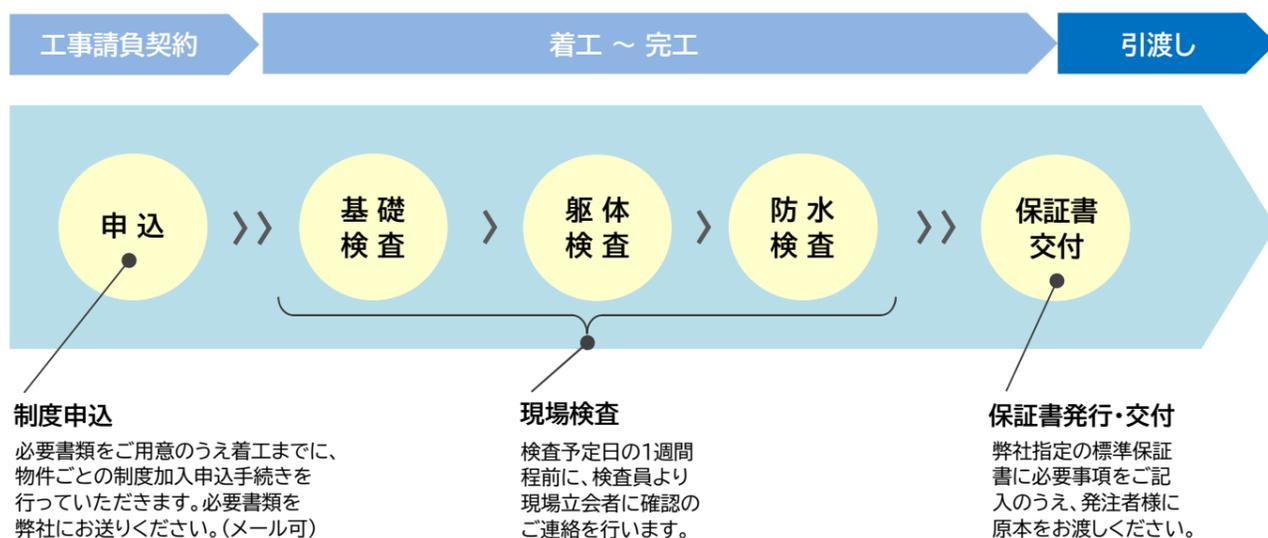




手続きの流れ

※ 制度申込するには事前に事業者登録が必要です。



必要書類

制度加入手続きにおいて、必要となる書類は次のとおりです。

必要書類	詳細 / 備考
① あんしん建物検査・保証制度加入申込書	
② 確認済証の写し および 確認申請書1～6面の写し	※ 確認申請が不要の建築物の場合は建築工事届(全ページ)の写し
③ 工事請負契約書の写し または 発注書・請書等の写し	
④ 地盤調査報告書の写し	※ 地盤調査に関する資料でも可能
⑤ 設計図書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 付近見取図、配置図、平面図、立面図 ・ 基礎伏図 および 基礎断面図 土台、床組、柱、横架材、小屋組等の詳細がわかる資料 ・ 耐力壁の種類・配置がわかる資料 ・ 構造等の詳細がわかる資料 ・ 防水措置の状況に関する資料 ・ 外部建具表

【その他の注意事項】
 ・このパンフレットは「あんしん建物検査・保証制度」の概要を説明したものです。詳しくは、保証約款をご確認ください。
 ・ご契約に関する個人情報は弊社個人情報保護方針に基づき取り扱います。詳しくは、住宅あんしん検査にお問い合わせください。

制度運営会社 お問い合わせ先



〒104-0031 東京都中央区京橋1-6-1 三井住友海上テプコビル6階

Tel : 03-6824-9444

e-mail : hijutaku@j-anshin.co.jp

非住宅木造建築物向け

『あんしん建物検査・保証制度』のご案内



請負人の万が一のリスクをバックアップ!!

あんしん建物検査・保証制度とは

本制度は、施工中の建物に対し工程に応じた3度の検査を実施し、施工状況を確認したうえで10年間の保証を付するものです。
 これにより、構造耐力上主要な部分および雨水の浸入を防止する部分において長期にわたり保証を受けられるので、請負人・発注者ともに大きな安心が得られます。

発注者様に「見える安心」をご提供!!



万が一の不具合による
修補費用を保証



施工中の検査により
施工不備を軽減



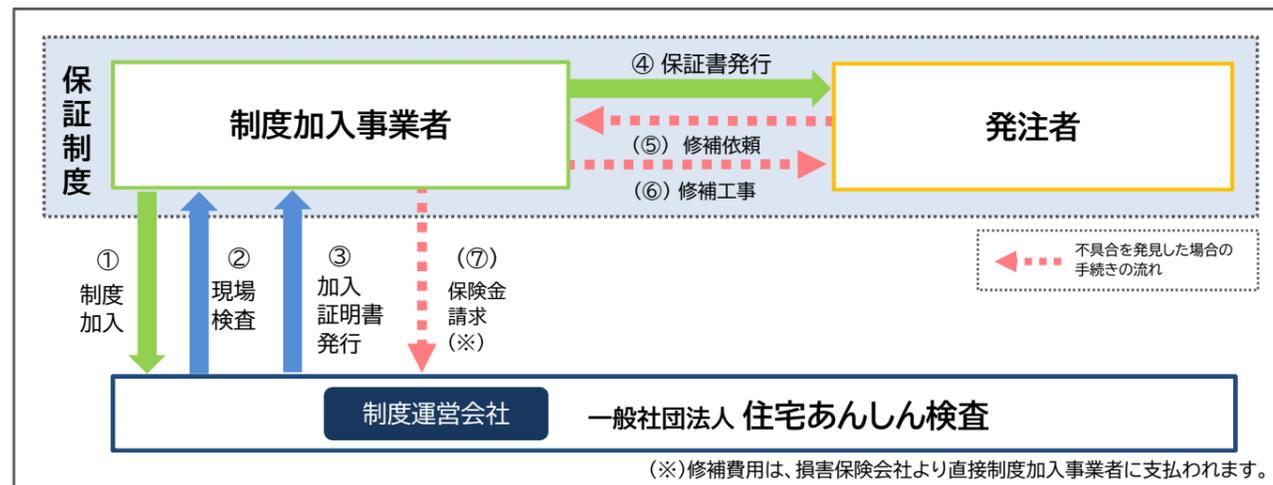
第三者機関の建築士による
現場検査で安心



保証書に基づく
10年間の継続保証

1 保証のしくみ

本保証は、対象建築物の引渡しの際に交付した標準保証書の約定に基づき、制度加入事業者が修補・調査により負担した費用をお支払いする制度です。



2 保証内容の概要

本制度の概要は次のとおりです。1物件ごとの加入申込みが必要となります。

<p>制度加入要件</p> <p>木造4階建て以下の建築物(住宅の用途を含むものを除きます。)で、かつ、延床面積が1,000㎡未満のものが対象です。また、住宅あんしん検査が行う検査に合格する必要があります。</p>	<p>保証部分</p> <p>① 構造耐力上主要な部分 小屋組/屋根版/斜材/壁/横架材/柱/床版/土台/基礎等</p> <p>② 雨水の浸入を防止する部分 屋根/開口部/外壁等</p> <p>③ ①・②の部分に損害が発生した場合の波及損害部分</p>
<p>保証期間</p> <p>完成引渡し日より 10年間</p>	<p>期間中の通算支払限度額</p> <p>2,000万円~5,000万円 (1,000万円ごとで選択)</p>
<p>支払われる費用の内容</p> <p>修補費用(事故調査費用の一部を含む)・・・保証責任の履行に基づいて支出する修補等の費用</p>	

3 保険金お支払いの例

保険金の算出方法は次のとおりです。なお、修補工事に要した費用と支払われる保険金額との差額は制度加入事業者の負担となります。

<p>免責金額と縮小てん補割合</p> <p>保険金については、1事故につき50万円の免責金額と、80%の縮小てん補割合を適用します。</p>	<p>保険金のお支払い額</p> <p>次の式により算出された額をお支払いします。</p> <p>お支払い額 = (修補費用(※) - 50万円) × 80%</p> <p>※ 事故調査費用の一部を含みます。</p>
--	--

4 保険金が支払われない主な場合 (以下に記載したものを以外で保険金が支払われない場合があります。詳しくは保証約款をご確認ください。)

- 洪水、台風、暴風、暴風雨、旋風、竜巻もしくは豪雨またはこれらに類似の自然変象
- 火災、落雷、破裂または爆発、車両または航空機の衝突、労働争議等の偶然または外来の事由
- 近隣の工事、地下水の汲み上げ等の影響による引渡後の土地の沈下、隆起、移動、振動、軟弱化、土砂崩れまたは土砂の流出
- トップライト、ドーマー部からの雨水の浸入
- 制度加入建築物の虫食い、ねずみ食い、当該建築物の性質による結露、自然消耗等(経年劣化を含みます。)

【支払対象外となる具体例】

- 地震により建築物が傾いた。
- 突風により屋根材が飛び雨漏りが発生した。
- 内装材の壁紙を貼り間違えたのでやり直しが生じた。
- 引渡し後に追加工事をし、その工事部分から雨漏りが発生した。
- 防音壁を採用して建てたが防音効果が全く得られない。
- 開口部廻りのシーリング材が劣化し雨水が浸入した。

5 検査内容

弊社の建築士が工程に応じて3回の検査を行います。



<基礎配筋検査>



<上部躯体検査>



<防水下地検査>